第１３号様式（第５条第１項関係）

自動車使用証明書

（一般乗用旅客自動車運送契約）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

　　　　　　年　　　月　　　日

令和８年１月２５日執行

秦野市長選挙

候補者

１　契約の相手方

(1)　住所

(2)　氏名又は名称

(3)　法人の場合は代表者の氏名

２　証明内容

|  |  |
| --- | --- |
| 運　送　年　月　日 | 運　送　金　額 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |

３　添付書類

契約の相手方から徴した役務の提供の完了を証明する書面

（裏面に続きます）

備考

１　同一の日において一般乗用旅客自動車運送契約と自動車借入契約のいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、候補者が一般乗用旅客自動車運送契約を指定する場合に限り、この証明書に記載してください。

２　同一の日において２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、候補者は、その指定をした１台のみについて記載してください。

３　１の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び２の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、その契約に係る事業者等は、秦野市に支払の請求をすることはできません。

４　この証明書は、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「運送事業者」といいます。）ごとに作成し、候補者から運送事業者に提出してください。

５　運送事業者が秦野市に支払の請求をするときは、この証明書（添付書類を含みます。）を「自動車使用に係る請求書（第２０号様式）」に添付してください。

６　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者は、秦野市に支払の請求をすることはできません。

７　一般乗用旅客自動車運送契約における公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり６４，５００円です。